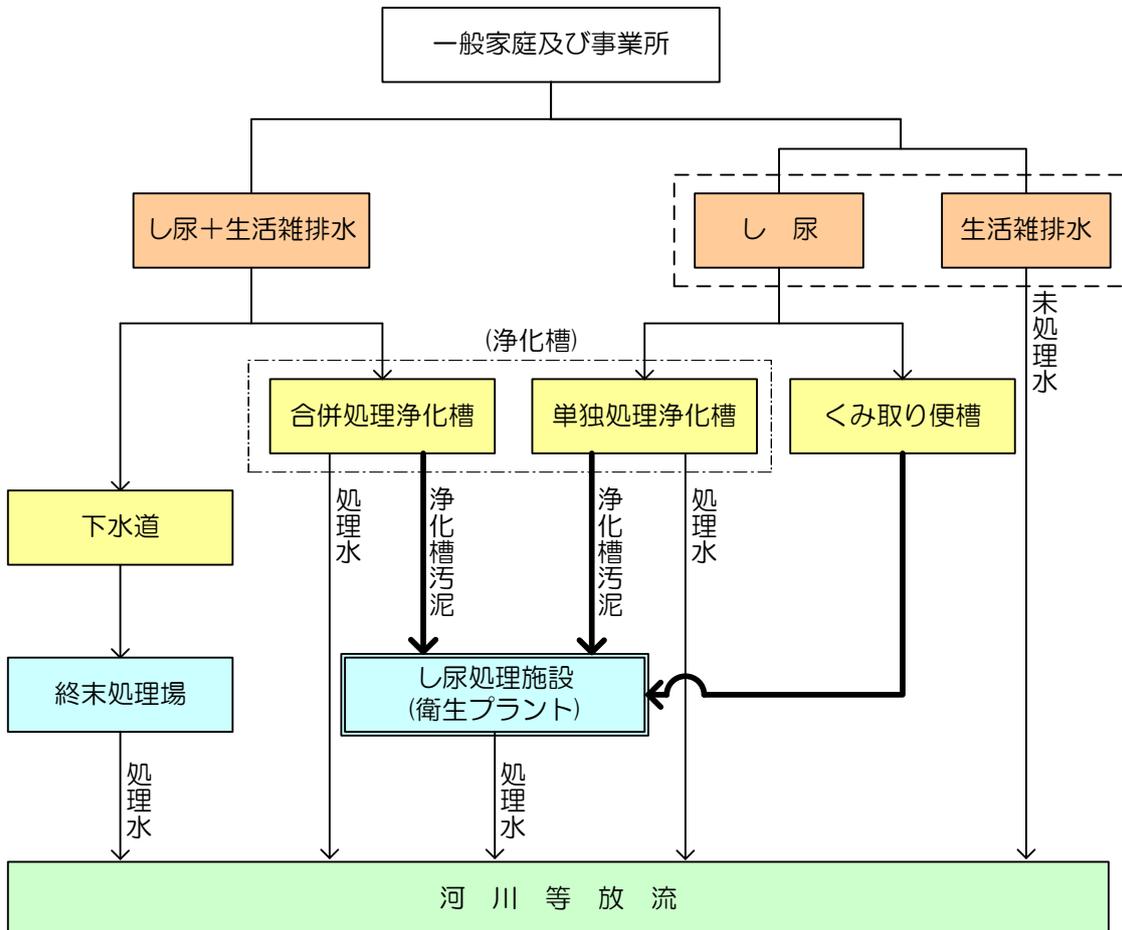


生活排水処理基本計画について

環境省の策定指針に基づき、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものです。

生活排水の処理について

- 生活排水はトイレから出るし尿とそれ以外の風呂、洗濯、炊事などの日常生活に伴い排出される生活雑排水に分類されます。
 - これらの生活排水は公共下水道に接続されていれば、し尿と生活雑排水共に下水道処理施設で処理され、川に流されます。
 - 公共下水道以外の処理としては、し尿と生活雑排水を同時に処理できる合併処理浄化槽があり、処理された水はそのまま川に流されます。単独処理浄化槽はし尿のみを処理しており、生活雑排水は未処理のまま川に流されます。
 - くみ取り便槽のし尿は、衛生プラントに搬入され、そちらで処理されます。生活雑排水については処理されず川に流されます。
 - 衛生プラントは各浄化槽を清掃した際に排出される浄化槽汚泥と、くみ取り便槽から発生するし尿を処理する施設となります。
- 下にそれらの関係を表した図を示させていただきます。

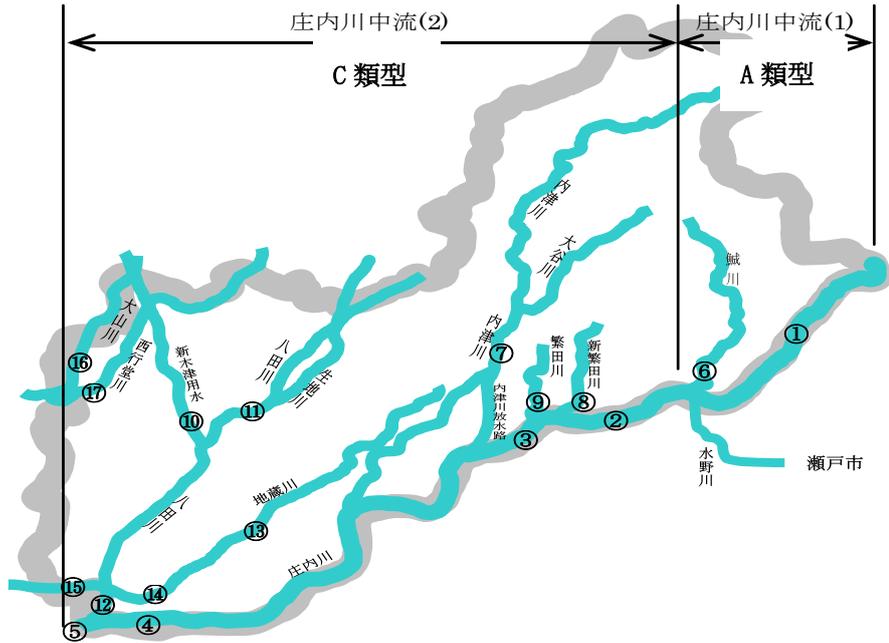


公共用水域の環境基準・環境目標適合状況

河川の水質状況を表す代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の調査結果は、すべての地点について環境基準及び環境目標値を達成しています。

※庄内川は国の環境基準が適用され、それ以外の河川は市が独自に定める環境目標値が設定されています。

※BOD（Biochemical Oxygen Demand）：水の汚れ（有機物）が、微生物の働きで分解されるときに消費される酸素量。数値が大きいほど汚れの量が多くなります。



環境基準及び環境目標適合状況（BOD75%水質値）

（単位：mg/L）

地 点		環境基準値（水域類型） 及び環境目標値	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	適否
庄 内 川	① 城 嶺 橋	2 (A)	1.2	0.9	1.0	○
	② 東 谷 橋	5 (C)	1.2	1.2	0.8	○
	③ 大 留 橋	5 (C)	1.3	1.7	1.1	○
	④ 勝 川 橋	5 (C)	1.4	1.3	1.6	○
	⑤ 水 分 橋	5 (C)	4.6	2.8	2.3	○
鹹 川	⑥ 鹹 川 橋	8 (環境 目標 値)	1.0	0.8	0.8	○
内 津 川	⑦ 松 本 橋		0.9	1.7	1.8	○
新 繁 田 川	⑧ 身 洗 橋		1.1	1.0	0.9	○
繁 田 川	⑨ 大 気 橋		1.0	1.1	0.8	○
新 木 津 用 水	⑩ 高 山 橋		1.6	1.9	1.8	○
八 田 川	⑪ 新 興 橋		2.9	6.8	4.8	○
	⑫ 御 幸		8.0	7.1	6.8	○
地 蔵 川	⑬ 杵 ヶ 島 橋		3.6	3.2	2.5	○
	⑭ 長 塚 橋		2.2	2.9	2.3	○
新 地 蔵 川	⑮ 新 地 蔵 橋		1.4	1.9	1.4	○
大 山 川	⑯ 間 内 橋		1.8	2.5	1.8	○
西 行 堂 川	⑰ 天 王 橋		5.3	5.8	4.0	○

- ・庄内川城嶺橋、大留橋、水分橋の調査機関は国土交通省
- ・新木津用水について、令和3年度の結果は大手橋での調査結果
- ・環境基準及び環境目標値適合状況については、75%水質値（年間n個の日間平均値を小さいものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目の数値をいう。）により評価。